

写

7 消安第 7163 号
令和 8 年 3 月 9 日

各植物防疫（事務）所長 殿

消費・安全局長

令和 8 年度の遺伝子組換え生物等に係る立入検査等の実施について

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号。以下「法」という。）に基づく承認を受けていない遺伝子組換え農作物について、我が国に輸入される農作物における混入実態を把握し、我が国への流入を防止するため、これまで当該遺伝子組換え農作物に関し法第 31 条第 1 項の規定に基づく立入検査等を実施してきたところである。

今般、令和 8 年度の輸入時の立入検査等を適切に実施するため、別紙のとおり実施要領を定めるとともに、別添のとおり遺伝子組換え農作物の種子及び苗の検査方法を定めたので、御了知の上、御対応方よろしく願います。